

富士見市審議会等の設置運営に関する指針の見直しについて

第3 審議会等の設置期限

規定の趣旨を明確にするため、解説を加える。

第4 審議会等の見直し

毎年10月1日現在の審議会等の設置状況調査時に、休止等の状況を確認し、統廃合の必要性について検討していることを、解説に加える。

第5 委員数の適正化

他市の状況を確認した結果、見直しの必要性はないと判断する。

<本市の委員定数・実委員数の状況（平成30年10月1日現在）>

| | |
|----------------|---|
| 10人以内 (25件) | 富士見市情報公開・個人情報保護審議会（10人以内/8人） 富士見市情報公開・個人情報保護審査会（3人以内/3人） 富士見市行政不服審査会（3人以内/3人） 富士見市公務災害補償等認定委員会（5人/同数） 富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（10人以内/9人） 富士見市入札監視委員会（3人/同数） 富士見市市民参加及び協働推進委員会（10人以内/10人） 富士見市いじめ調査委員会（5人以内/5人） 富士見市介護給付費等の支給に関する審査会（5人/同数） 富士見市老人ホーム入所判定委員会（9人以内/9人） 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会（10人/同数） 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会（10人/同数） 富士見市農業委員会の委員候補者選考委員会（5人以内/5人） 富士見市下水道事業審議会（10人/同数） 富士見市社会教育委員会議（10人/同数） 富士見市文化財審議会（7人以内/7人） 富士見市スポーツ推進審議会（10人以内/10人） 富士見市いじめのない学校づくり委員会（5人以内/4人） 富士見市立図書館協議会（10人/同数） 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会（7人以内/7人） 富士見市公務災害補償等審査会（3人/-） 富士見市特別職報酬等審議会（10人/-） 富士見市社会福祉法人認可等審査委員会（8人以内/-） 富士見市予防接種健康被害調査委員会（4人以内/-） 富士見市上水道事業審議委員会（10人/-） |
|----------------|---|

| | |
|-------------------------|--|
| 11人以上 20人以内 (24件) | 富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 (12人以内/12人) 富士見市文化芸術振興委員会 (14人以内/14人) 富士見市環境審議会 (15人以内/15人) 富士見市国民健康保険運営協議会 (18人/同数) 富士見市男女共同参画社会確立協議会 (12人以内/12人) 富士見市こども家庭福祉審議会 (16人以内/16人) 富士見市いじめ問題対策連絡協議会 (15人以内/15人) 富士見市民生委員推薦会 (14人以内/12人) 富士見市障害者施策推進協議会 (20人以内/18人) 富士見市介護保険事業推進委員会 (13人以内/13人) 富士見市歯科口腔保健推進委員会 (12人以内/12人) 富士見市健康づくり審議会 (15人以内/15人) 富士見市都市計画審議会 (14人以内/14人) 富士見市農業振興地域整備促進協議会 (20人以内/19人) 富士見市地域公共交通会議 (20人以内/20人) 富士見市空家等対策協議会 (11人以内/11人) 富士見市就学支援委員会 (15人以内/13人) 富士見市公民館運営審議会 (20人以内/16人) 青年の家跡地等整備推進会議 (12人程度/11人) 富士見市総合計画審議会 (12人以内/-) 富士見市生涯学習推進市民懇談会 (12人以内/-) 富士見市青少年問題協議会 (20人以内/-) 富士見市放置自転車等対策審議会 (12人/-) 富士見市教育振興基本計画審議会 (11人以内/-) |
| 21人以上 30人以内 (5件) | 富士見市国民保護協議会 (30人以内/24人) 富士見市防災会議 (30人以内/30人) 富士見市介護認定審査会 (25人/同数) 富士見市学校給食センター運営委員会 (25人以内/23人) 富士見市産業振興審議会 (25人以内/-) |

<本市と他市の比較>

| | |
|--------|--|
| 富士見市 | 議論を行うのに適した人数とする。 |
| 川越市 | 原則として、20人以内とする。 |
| 所沢市 | - |
| 越谷市 | 必要最小限とする。(法律又はこれに基づく命令に定めがある場合を除く) |
| 本庄市 | 20人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。 |
| 大阪府茨木市 | おおむね20人以内とする。(法令等に定めがあるなど特別の理由がある場合を除く) |
| 山口県宇部市 | 原則として、20人以内 |

第6 委員の在任期間

10年を超える方を委員に選任している現状を踏まえ、特別な理由がある場合（法令等により委員の資格が定められている場合や、専門分野の学識経験者を委員に選任していて、他に適任者がいない場合等）は、超過してもよいことを追加した。

＜本市で在任期間が10年を超える委員の状況（平成30年10月1日現在）＞

| | | | |
|--|-----|-----------------------|-----|
| 介護認定審査会 | 10人 | 医師、薬剤師、看護師、臨床心理士 | 14人 |
| 都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会 | 9人 | 宅地所有者、借地権者 | 13人 |
| 都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理審議会 | 8人 | 市長指名の学識経験者（区画整理） | 4人 |
| 障害者施策推進協議会 | 4人 | 障がい者施設等関係者 | 4人 |
| 国民健康保険運営協議会 | 3人 | 公益代表、被保険者代表 | 3人 |
| こども家庭福祉審議会、介護保険事業推進委員会、 介護給付費等の支給に関する審査会、 市民参加及び協働推進委員会、就学支援委員会、 情報公開・個人情報保護審査会 | 各1人 | 弁護士、 富士見市青少年相談員協議会 | 各1人 |

＜本市と他市の比較＞

| | |
|--------|---|
| 富士見市 | 再任等を通算して概ね10年を超えないものとする |
| 川越市 | 10年を上限とする（法令の規定により職指定等で選任されるものを除く） |
| 所沢市 | 10年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （1）特定の職にある者を委員に充てている場合 （2）専門分野の学識経験者を委員とする場合であって、他に適任者が見当たらない場合 （3）前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合 |
| 越谷市 | 連続3期以内（法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除く） |
| 本庄市 | 12年以内とする。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 特定の職にある者を委員に充てている場合 イ 特に専門的な知識経験を委員とする場合で、他に適任者が見当たらない場合 ウ 当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合 |
| 大阪府茨木市 | 10年以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （1）特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 （2）専門分野の学識経験を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合 （3）前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合 |
| 山口県宇部市 | 原則として、6年を超える期間継続して任命しない。 |

第7 委員の兼職数

他市の状況を確認した結果、見直しの必要性はないと判断する。

＜本市で複数兼職している委員の状況＞

・2 機関以上の兼職している委員数：84 人

| 兼職数 | 人数 | 内訳 |
|------|-------|---|
| 1 機関 | 324 人 | |
| 2 機関 | 62 人 | 職員、教育関係者、町会長連合会、警察、企業ほか |
| 3 機関 | 18 人 | 公募委員、町会長連合会、学識経験者、教育部長、医師、こぶしの里職員ほか |
| 4 機関 | 3 人 | 副市長 国民保護協議会、防災会議、地域公共交通会議、民生委員推薦会 まちづくり推進部長 国民保護協議会、防災会議、地域公共交通会議、青年の家跡地等整備推進協議会 総合政策部長 国民保護協議会、防災会議、地域公共交通会議、青年の家跡地等整備推進協議会 |
| 6 機関 | 1 人 | 健康福祉部長 国民保護協議会、防災会議、地域公共交通会議、民生委員推薦会 老人ホーム入所判定委員会、いじめ問題対策連絡協議会 |
| 合計 | 408 人 | |

＜本市と他市の比較＞

| | |
|--------|--|
| 富士見市 | 3 機関を超えないよう努めることとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。 |
| 川越市 | 5 を上限とする。 |
| 所沢市 | 3 件以内とする。ただし、特定の職にある者を委員に充てている場合は、この限りでない。 |
| 越谷市 | 3 機関とする。（法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除く） |
| 本庄市 | 4 機関までとする。ただし、特定の職にある者を委員に充てている場合は、この限りでない。 |
| 大阪府茨木市 | 3 機関までとする。ただし、専門的知識を有することによって選任されている委員など特別の理由がある場合は、この限りでない。 |
| 山口県宇部市 | 原則として、2 機関までとする。（専門的知識経験が必要となる場合その他特段の事情があると認められる場合を除く） |

第8 幅広い層からの選任

幅広い年齢層からの選任について、具体的な解説を追加した。

第9 委員の選考に関する配慮

富士見市男女共同参画プラン（第3次）に基づく規定であり、現状での変更はない。現在の計画は令和3年3月までであるため、プランの見直しに基づき、今後変更の可能性はある。

第10 審議会等の設置・廃止又は委員の選任の手続等

審議会等の設置・廃止を行うときは、協働推進課長との事前協議より、事後報告がより適切な事務処理ができるため、規定及び様式を変更する。

別表1 審議会等の委員の公募に関する基準

1 公募方法

市民が応募するにあたり必要な情報を提供するよう、公表事項を追加する。

2 応募方法

応募方法を明確にするため、追加する。